

日本学術振興会
日中韓フォーサイト事業
JSPS A3 Foresight Program

平成30年度分 募集要項

【新材料イノベーション】

- 1) グラフェンのデバイス応用
- 2) 新二次元材料(グラフェンを除く): 合成・特性評価・応用
- 3) 半導体ナノ構造とその応用
- 4) 新規複合材料および構造

平成29年11月
独立行政法人 日本学術振興会

1 趣 旨

独立行政法人日本学術振興会 (Japan Society for the Promotion of Science: JSPS) は、我が国と中国・韓国の研究機関が連携して世界トップレベルの学術研究、地域共通の課題解決に資する研究及び優秀な若手研究者の育成を行うことにより、3カ国を中核としてアジアに世界的水準の研究拠点を構築することを目的として、先見性や将来への展望などを意味する“foresight”の名を冠した「日中韓フォーサイト」事業を実施しています。本事業においては、3カ国の研究機関(以下、「拠点機関」といいます。)は、「共同研究」、「学会会合(セミナー)」、「研究者交流」を効果的に組み合わせて実施するものとします。

なお、本事業による支援期間終了後も、拠点機関においては、アジア地域における世界的水準の研究拠点として継続的な活動を実施することが期待されています。

2 実施方法

日中韓3カ国の実施機関(日本学術振興会(JSPS)、中国国家自然科学基金委員会(NSFC)、韓国研究財団(NRF))間の覚書に基づき実施します。

3 対象となる研究

本年度の対象分野は、「新材料イノベーション」とし、1) グラフェンのデバイス応用、2) 新二次元材料(グラフェンを除く): 合成・特性評価・応用、3) 半導体ナノ構造とその応用、4) 新規複合材料および構造のいずれかに関連する研究交流課題について募集します。(1)~4)のうち、複数にまたがる研究も可とします)

なお、対象分野については、毎年度、3カ国の実施機関の協議により定めます。

4 対象国

我が国と中国・韓国の3カ国による交流を対象とします。

5 申請資格

- (1) 科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定されている研究機関（※）で、研究費、研究施設・設備、人員を十分に備えており、拠点機関として組織的な実施体制が取れる機関又はその部局。

※科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定される研究機関

- 1) 大学及び大学共同利用機関
- 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3) 高等専門学校
- 4) 文部科学大臣が指定する機関

- (2) 本事業による交流実施の中心となる役割を担う拠点機関には、研究代表者（Principal Investigator）を1名おきます。研究代表者は、拠点機関に所属する常勤または常勤として位置づけられている研究者とします。

ただし、所属機関において、研究環境（研究室・設備・人員）の整備等を含め、本事業を責任を持って遂行できると判断する場合には、常勤でない研究者（科学研究費助成事業の応募資格は必要）でも可能です。

なお、研究代表者は、本事業の遂行に関して重要な役割を担います。従って、事業実施期間中に退職等により申請資格を喪失し、その責任を果たせなくなることが見込まれる場合、研究代表者となることは避けて下さい。

6 事業実施期間

平成30（2018）年8月開始 最長5年間

（平成30（2018）年8月～平成35（2023）年7月）

7 本会支給経費

(1) 支給総額

1 課題当たり 5年間で5,000万円以内（予定）

{	平成30年度（8ヶ月間）：1,000万円以内
	平成31年度（1年間）：1,000万円以内
	平成32年度（1年間）：1,000万円以内
	平成33年度（1年間）：1,000万円以内
	平成34年度（1年間）：1,000万円以内
	平成35年度（4ヶ月間）：1,000万円以内

※ 総額5,000万円以内とします。

(2) 支給経費の用途

外国旅費、国内旅費、物品費、謝金、その他

(3) 支給方法等

- ① 課題の実施に要する業務について、我が国の拠点機関に対して、本会が「業務委託」する方法により行います。

- ② 資金の支給及び執行については、会計年度単位処理とします。

※ 詳細は、別紙1「日中韓フォーサイト事業 経費の取扱いについて」を参照してください。

8 採択予定件数
2 件

9 申請手続

(1) 提出書類

申請希望機関は、下記①・②を所属機関の長に提出してください。所属機関の長は①・②を取りまとめ、下記③の書類を添付して本会に提出してください。個人申請は受け付けません。なお、電子データの提出には、本会指定のファイル送信システム「Proself」を使用します。使用方法の詳細と電子データの提出期限は、紙媒体による申請受付後、本会より申請機関へ連絡します。

① Application Form for Project under A3 Foresight Program

(Form A : 3カ国共通)

正本 1 部 写し 8 部および電子データ

(A 4 判 正本 : 片面印刷、写し : 両面印刷)

② 日中韓フォーサイト事業申請書

(Form B : 日本側補足資料)

正本 1 部 写し 8 部および電子データ

(A 4 判 正本 : 片面印刷、写し : 両面印刷)

③ 平成 30 年度日中韓フォーサイト事業に係る申請書類の提出について

正本 1 部 (A 4 判)

(2) 申請受付期間

平成 30 年 1 月 10 日 (水) ~ 平成 30 年 1 月 24 日 (水)

17 : 30 【本会必着】

- ※ 申請者の所属機関によって機関内での締切日が異なりますので注意してください。
- ※ 紙媒体による申請書の受付期間です。(1) に記載の通り、電子データの提出期限は別途お知らせします。

(3) 中国・韓国の研究代表者は、同内容の申請書 (Form A : 3カ国共通) を、それぞれの国の実施機関 (NSFC 及び NRF) に提出することになっています。3カ国において同内容の申請書が提出されていない場合には申請は無効となりますので注意してください。

なお、募集の最終締め切り (平成 30 年 1 月 24 日 (水)) は 3カ国で共通ですが、中国・韓国における募集方法・実施方法の詳細は、それぞれの実施機関において定めることとなっており、我が国と異なる場合があります。詳細については、各国の研究代表者を通じて各国の実施機関に確認してください。

10 申請に際しての留意事項

(1) 相手国の拠点機関は中国・韓国の学術研究機関に限ります。

(2) 本事業は、我が国と中国・韓国の 3カ国の拠点機関により、5年間以内で実施するものです。その際、それぞれの相手国に対等の負担が求められることに留意してください。経費負担については、別紙 1 「日中韓フォーサイト事業 経費の取扱いについて」を参照してください。

(3) Form A (英文) と Form B (和文) の内容に齟齬の無いように留意してください。なお、

万一齟齬のある場合には、Form A（英文）の内容が正しいものとして扱います。

(4) 本事業により経費の支給を受けることができる参加者の範囲（本交流の参加者の範囲）は以下のとおりです。なお、日中韓以外の研究者の参加は原則としてできません。（これらは、日本側参加研究者に係る取扱いであり、中国側・韓国側においては取扱いが異なる場合がありますので、詳細については、各国の研究代表者を通じ各国の実施機関に確認してください。）

- ① 大学等学術研究機関に在籍する研究者（我が国の参加研究者においては文部科学省所管の科学研究費補助金に申請できる者）
- ② 大学等学術研究機関において研究に従事する「ポスドク」
- ③ 大学等学術研究機関に在籍する大学院博士課程及び修士課程学生

(5) 本事業により支給される経費は、我が国と中国・韓国の拠点機関の間で実施される交流に対するものであり、日本側研究者によるフィールドワークのみを目的として相手国に赴くための経費等を援助するものではありません。

(6) 本会の国際交流事業では、既に研究代表者等（研究代表者・コーディネーター・開催責任者・主担当教員・主担当研究員など、採択された事業等の実施における責任者。但し、機関長、部局長等を当該事業で実施組織代表者等として職指定しているものは除く。）として事業を実施している研究者は、一部の事業を除き、同時に他の事業の研究代表者等となることができません。重複の可否については、別紙2「国際交流事業の重複制限一覧表」でご確認ください。

この重複制限の定めは、他の事業において研究代表者等になっている者の本事業への申請もしくは本事業の申請段階において他の事業への申請を制限するものではありませんが、採択後、他事業で採択されたことを理由とする研究代表者等の変更を認めませんので、ご注意ください。また、一旦提出した申請について、提出から採択決定までの間も研究代表者等の変更を行うことは認められません。

(7) 本会の国際交流事業を実施中であるか、あるいは過去5年間に本会国際交流事業を実施したことのある研究代表者は、その事業の成果（見込み）と今回申請の本事業との関連性がある場合にはそれを明確にしたうえで申請してください。

(8) 申請機関が他制度で機関支援型事業の助成を受けている（または見込みの）場合、今回申請の本事業との関連性があるときにはそれを明確にした上で申請してください。他制度で既に支援を受けている活動に対して、本事業により重複して支援することは行いませんので、審査においては、本事業と重複していないか確認を行います。

11 審査方針

以下の観点から審査を行います。

① 【先端性・重要性】

- ・ 「新材料イノベーション」の分野で先端的と認められる研究課題であり、かつ中国・韓国の相手国拠点機関と研究交流を行う必要性・重要性が明確であるか。
- ・ 日本側拠点機関及び中国・韓国の拠点機関との交流により、世界的水準の研究拠点となりうるような学術的価値の高い成果が、当該研究課題において期待できるか。
- ・ これまでの国際研究交流活動及び研究実績を活かし、それを発展的に展開するものであるか。

るか。

② 【若手研究者育成への貢献】

- ・若手研究者が身につけるべき能力・資質の向上に資する育成プログラムが考慮されているか。

③ 【日本側実施体制】

- ・日本側拠点機関において、日中韓3カ国を中核とした世界的水準の研究拠点形成の計画が、当該機関の研究教育活動上、戦略的に位置づけられているか。
- ・日本側拠点機関は、機関として継続的に交流を実施する体制を整えているか。
- ・世界的水準の研究拠点形成に向けて、適切な研究者が日本側に参加しているか。
- ・経費支給期間の終了後も、当該分野の世界的水準の研究拠点として継続的な活動が期待できるか。

④ 【中国・韓国の拠点機関とのネットワークの構築】

- ・拠点機関の組み合わせは、研究交流を継続的に実現できるものであるか。
- ・中国・韓国の拠点機関との研究交流の準備が十分に整っているか。
- ・当該分野における世界的水準の研究拠点として、将来にわたって協力関係の持続的な発展が期待できるか。

⑤ 【研究交流計画の妥当性】

- ・事業の目標達成に向けた計画が具体的であり、かつ実現性の高い内容となっているか。
- ・研究交流計画は、経費及び交流規模の面で合理的であるか。

12 選考及び結果の通知

(1) 本会国際事業委員会書面審査員による書面審査、及び同委員会による合議審査を実施します。その後、中国・韓国の実施機関との協議により採択/不採択を決定し、その結果を平成30年7月（予定）に申請機関長に通知します。

(2) 不採択となった課題については、審査におけるおおよその位置づけを以下の区分によって文書で申請機関長あてに通知します。

- ・不採択A（不採択の中で上位）
- ・不採択B（不採択の中で中位）
- ・不採択C（不採択の中で下位）

13 採択決定後の手続

拠点機関長あてに実施に必要な諸手続を通知するとともに、実施計画書等の様式を送付しますので、所定の期日までに必要書類を提出してください。

14 拠点機関等の義務

(1) ウェブサイトを開設し、経費支援期間中及び終了後も積極的に情報を公開してください。また、本事業の実施により生じた成果に関する諸権利について本会は関与しませんが、成果発表に際しては本事業名を謝辞等に記載し、本事業（日中韓フォーサイト事業（JSPS A3 Foresight Program））の支援を受けたことを必ず明記してください。

(2) 事業実施3年度目に中間評価、事業の支援期間終了後に事後評価を、それぞれ本会国際事業委員会において実施しますので、本会の求めに応じて、必要な報告書等を提出してください。なお、中間評価の結果は、次年度以降の経費配分に反映されることがあります。

15 不正使用等に対する措置、不正行為（特定不正行為を含む）に対する措置、研究倫理教育教材の履修義務、個人情報等の取扱い等について

(1) 不正使用等に対する措置

研究資金の適正な使用等については、別紙3「研究資金の適正な使用等について」を遵守することが求められます。

研究者等による研究資金の不正使用等や 研究教育活動における特定不正行為（捏造、改ざん、盗用等）、すべての人権侵害行為（人種差別、性差別、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権乱用、ネグレクト等）等の非違行為、法令違反等が認められた場合には、採択決定の取消し、既に配分された資金・経費等の一部又は全部の返還等の然るべき措置をとります。

(2) 不正行為（特定不正行為を含む）に対する措置

① 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本制度への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）※1を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、全競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

【URL】 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

② 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、受託機関は、『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン』に基づく取組状況に係るチェックリスト（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。）

このため、下記ウェブサイトの様式に基づいて、事業開始までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成30年4月以降、別途の機会の研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

※注意：提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。）

【URL】 <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

③ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(ア) 研究活動における特定不正行為が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究活動において特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格の制限等の措置

本制度による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間 (不正が認定された年度の翌年度から※ ²⁾)	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者			2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大	2～3年	

を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	1～2年
	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	

※特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加を制限します。

(iii) 他の競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

本事業以外の文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本制度への申請及び参加資格を制限します。

(イ) 不正行為が行われたと確認された事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表します。

また、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

(3) 研究倫理教育教材の履修義務について

本事業への研究課題に参加する研究者等は、研究上の不正行為を未然に防止するため、共同研究開始日までに自ら研究倫理教育に関する教材（『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、研究倫理eラーニングコース（e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]）、CITI Japan eラーニングプログラム等）の通読・履修をすること、または、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育プログラムの受講をすることが必要です。

申請した課題が採択された後、研究代表者の所属機関には、本事業に参加する日本側研究者に対して、研究倫理教育プログラムを受講等させ、それを確認した旨の文書を提出していただきます。

(4) 個人情報等の取扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行のためにのみ利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）します。

なお、採択された課題については、研究代表者及び参加者の氏名、職名、所属部署名、所属機関名、相手国側研究代表者及び参加者の氏名、職名、所属部署名、所属機関名、研

究交流課題名、予算額、実施期間、年度実施計画、報告書並びに評価結果等が本会のウェブサイト等において公表されるほか、関係機関へ周知されることがあります。

16 その他

(1) 本会は、軍事目的の研究を支援しません。

(2) 本会は、本事業実施期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、一切の責任を負いません。

17 中国・韓国側実施機関連絡先

中国：中国国家自然科学基金委員会 国際合作局亜非処及国際組織処
(住所) 100085 北京市海淀区双清路 83 号
(Tel) +86 (0)10 6232-6998
(Fax) +86 (0)10 6232-7004

韓国：Global Exchange and Cooperation Team
Center for International Affairs
National Research Foundation of Korea (NRF)
(住所) 25, Heolleungno, Seocho-gu, Seoul, 137-748, KOREA
(Tel) +82 (0)2-3460-5704
(Fax) +82 (0)2-3460-5709

18 問い合わせ先

申請書類の送付先及び照会先

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1

独立行政法人 日本学術振興会

国際事業部 研究協力第一課

「日中韓フォーサイト事業」担当

電話 03-3263-1826/1697 (ダイヤル)

E-mail foresight@jsps.go.jp

URL <https://www.jsps.go.jp/j-foresight/index.html>

19 その他の注意事項

(1) 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (旧称 Read&Researchmap <http://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

(2) 本事業の支援を受けて執筆した論文のオープンアクセス化の推進について

現在、学術雑誌等では、近年の ICT（情報通信技術）の発展に伴い、インターネットを通じて無料で自由に論文にアクセスできる「オープンアクセス化」の流れが世界規模で急速に拡大しています。このことを踏まえ、本事業の支援を受けて執筆した論文のオープンアクセス化の推進についても、可能な範囲で考慮してください。

【参考 1：「オープンアクセス」とは】

査読付きの学術雑誌に掲載された論文について、「インターネット上で自由に入手でき、その際、いかなる利用者に対しても、論文の閲覧、ダウンロード、コピー、配信、印刷、検索、全文へのリンク付け、検索ロボットによる索引付け、データとしてソフトウェアに転送すること、その他、合法的な用途で利用することを財政的、法的、技術的な障壁なしで許可する」（ブダペスト・オープンアクセス運動 BOAI：Budapest Open Access Initiative(2002)）ものとされている。

【参考 2：オープンアクセス化の方法について】

オープンアクセス化の方法には主に以下の①～③の方法があります。

- ①従来の購読料型学術雑誌に掲載された論文を、一定期間（エンバゴ）（※1）後（例えば6ヶ月後）、出版社の許諾を得て著者が所属する研究機関が開設するWeb（機関リポジトリ）（※2）又は研究者が開設するWeb等に最終原稿を公開（セルフアーカイブ）（※3）し、当該論文をオープンアクセスとする場合
- ②研究コミュニティや公的機関が開設するWebに論文を掲載し、当該論文をオープンアクセスとする場合
- ③その他（論文の著者が掲載料（APC：Article Processing Charge）を負担し、当該論文をオープンアクセスとする場合）

※1 「エンバゴ」

学術雑誌が刊行されてから、掲載論文の全文がインターネットのアーカイブシステム（リポジトリ）などで利用可能になるまでの一定の期間のこと。

※2 「機関リポジトリ」

大学等の研究機関において生産された電子的な知的生産物の保存や発信を行うためのインターネット上のアーカイブシステム。研究者自らが論文等を搭載していくことにより学術情報流通の変革をもたらすと同時に、研究機関における教育研究成果の発信、それぞれの研究機関や個々の研究者の自己アピール、社会に対する教育研究活動に関する説明責任の保証、知的生産物の長期保存の上で、大きな役割を果たしている。

※3 「セルフアーカイブ」

学術雑誌に掲載された論文や学位論文、研究データ等をオープンアクセス化するために、出版社以外（研究者や所属研究機関）が、Web（一般的には、機関リポジトリ）に登録すること。

平成30年度分 募集要項 別紙

日本学術振興会 日中韓フォーサイト事業 経費の取扱いについて

第1 事業の実施方法

日中韓フォーサイト事業における研究課題は、研究代表者が所属する大学等学術研究機関（以下「拠点機関」という。）に対して、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が業務委託する方法により実施されます。

研究課題の実施に要する業務を委託する場合は、振興会と拠点機関との間で、業務の実施に係る契約（業務委託契約）を締結します。

なお、振興会の一般事業は運営費交付金により運営されております。

第2 日中韓フォーサイト事業実施に係る経費取扱い

1 前提

本事業の実施については、振興会と中国・韓国の実施機関（NSFC、NRF）との経費相互負担を前提としており、各国の実施機関が対等な経費費目を支出することとしています。（詳細は、後述の「相手国との経費負担について」を参照）

なお、執行にあたっては、「2 委託費の使途」に示した使用目的などのルール の範囲内で執行することとなるので十分留意してください。

2 委託費の使途

委託費は、「研究交流経費」と「業務委託手数料」から成ります。募集要項に記載の「支給総額」は「研究交流経費」のみの金額です。

(1) 研究交流経費

1) 旅費 <英語版申請書 (Form A) の「International Travel」、「Domestic Travel」、>

当該事業参加研究者の外国・国内出張（研究課題に関する研究遂行、セミナー実施、資料収集、各種調査、研究の打合せ、及び研究の成果発表等）のための経費（交通費、宿泊費、日当）

2) 物品費 <英語版申請書 (Form A) の「Seminars and Meetings」の一部、「Equipment」及び「Materials」>

物品を購入するための経費

3) 謝金 <英語版申請書 (Form A) の「Seminars and Meetings」の一部及び「Others」の一部>

研究・セミナーへの協力（資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配布・回収、研究資料の収集等）をする者にかかる謝金、報酬

4) その他 <英語版申請書 (Form A) の「Seminars and Meetings」の一部及び「Others」の一部>

上記のほか当該研究を遂行するための経費（例：印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費（切手、電話等）、運搬費、研究実施場所借り上げ費（研究機関の施設において研究遂行が困難な場合に限る）、会議費（会場借料、飲料・弁当代、セミナー開催時のレセプション経費）、レンタル費用（コンピュータ、自動車、実験機器・器具等）、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用（学会誌投稿料、ウェブサイト作成費用））

5) 研究交流経費で支出できない経費

- ① 不動産の取得に関する経費
- ② 大学の施設及び海外オフィス等維持のための経費（オフィス借料、光熱水料、人件費等）
- ③ 大学等で通常備えるべき設備備品・事務用品（机・いす、コピー機、事務用パソコン、研究機器等）を購入する経費
- ④ 交流を実施するため又は実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ⑤ 研究者、学生及び事務職員の雇用に関する経費
- ⑥ その他本事業と直接的な関係が認められないもの

6) 研究交流経費内訳の制限

旅費は当該年度研究交流経費総額の50%以上であることとします。ただし、各人に滞在費を長期間支給するよりも、ある特定の宿泊施設を年間契約により借り上げて現物支給という形態により「その他」の費目から支出することが廉価であると判断した結果、50%を下回る見込みのあるときには予め振興会へ相談してください。

(2) 業務委託手数料

本事業の実施にかかる業務遂行に伴い必要となる経費です。

業務委託手数料については、前述の研究交流経費の10%を上限とし、研究交流経費の外額として配分します。なお、使用にあたっては各拠点機関の長の責任の下で公正・適正かつ計画的・効率的に使用してください。

(3) 消費税

消費税及び地方消費税相当額は内額として配分します。

日中韓フォーサイト事業 相手国との経費負担について

本事業の実施については、相手国側学術振興機関（中国国家自然科学基金委員会（NSFC）及び韓国研究財団（NRF））とのイコールパートナーシップに基づく経費相互負担を前提としており、以下に示すパターン1、パターン2の経費負担区分の内から相手国側拠点機関と相談のうえ、いずれか一つを選択して執行することとなります。（なお、執行にあたっては、「2 委託費の用途」に示した使用目的などのルールの範囲内で執行することとなるので十分留意してください。）

経費負担の基本原則

① 旅費・滞在費について

- ・以下に示すパターン1、パターン2の経費負担区分の内から選択する。

【パターン1】

日本側研究者の経費は振興会が、相手国側研究者の経費は相手国側学術振興機関が負担。

【パターン2】

派遣側が国際航空運賃を、受入側が受入国内移動費・滞在費を負担。

② セミナーについて

- ・我が国又は中国・韓国においてセミナーを開催すること。それ以外の国での実施は認めない。
- ・セミナー開催にかかる経費は開催国側が負担する。

③ 中国・韓国間の交流について

- ・中国と韓国の研究者間での交流にかかる経費は、本会では負担しない。

相手国との経費分担方法

【パターン1】・・・日本側研究者の経費は振興会が、相手国側研究者の経費は相手国側学術振興機関が負担。

費目	機関名	日本学術振興会	相手国側学術振興機関
日本側研究者の	国際航空運賃	○	×
	相手国内移動費・滞在費	○	×
	日本国内旅費	○	×
	研究経費	○	×
相手国側研究者の	国際航空運賃	×	○
	日本国内滞在費	×	○
	相手国内旅費	×	○
	研究経費	×	○
日本国内開催セミナー開催経費		○	×
相手国開催セミナー開催経費		×	○
拠点機関における研究施設の購入及び維持費等		×	×

【パターン2】・・・派遣側が国際航空運賃を、受入側が受入国内移動費・滞在費を負担。

費目	機関名	日本学術振興会	相手国側学術振興機関
日本側研究者の	国際航空運賃	○	×
	相手国内移動費・滞在費	×	○
	日本国内旅費	○	×
	研究経費	○	×
相手国側研究者の	国際航空運賃	×	○
	日本国内移動費・滞在費	○	×
	相手国内旅費	×	○
	研究経費	×	○
日本国内開催セミナー開催経費		○	×
相手国開催セミナー開催経費		×	○
拠点機関における研究施設の購入及び維持費等		×	×

本表は、甲欄の事業について研究代表者等になっている者が、乙欄の国際交流事業に応募する場合の重複制限を示したものです。

- 双方の事業において重複して研究代表者となることが可能
- △双方の事業において同一国を相手として重複して研究代表者となることは不可
- ×双方の事業において重複して研究代表者となることは不可

乙欄	甲欄								
	二国間交流事業 (共同研究、セミナー)	国際共同研究事業 国際共同研究教育パートナーシッププログラム (PIREプログラム)	欧州との社会科学分野における国際共同研究プログラム (ORAプログラム)	スイスとの国際共同研究プログラム (JRPs)	日独共同大学院プログラム	研究拠点形成事業	日中韓フォーサイト事業	頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進プログラム	若手研究者ワークショップ(ブラジル)
二国間交流事業 (共同研究、セミナー)	△	△	△	△	×	×	×	×	△
国際化学研究協力事業 (ICCプログラム)	△	×	×	×	×	×	×	×	○
国際共同研究教育パートナーシッププログラム (PIREプログラム)	△	—	×	×	×	×	×	×	○
欧州との社会科学分野における国際共同研究プログラム (ORAプログラム)	△	×	—	×	×	×	×	×	○
スイスとの国際共同研究プログラム (JRPs)	△	×	×	—	×	×	×	×	○
日独共同大学院プログラム	×	×	×	×	—	×	×	×	×
研究拠点形成事業	×	×	×	×	×	—	×	×	×
日中韓フォーサイト事業	×	×	×	×	×	×	—	×	×
頭脳循環を加速する戦略的 国際研究ネットワーク推進プログラム	×	×	×	×	×	×	×	×	×
若手研究者ワークショップ(ブラジル)	△	○	○	○	×	×	×	×	—

研究資金の適正な使用等について

2016年3月

国際事業部・人材育成事業部海外派遣事業課

独立行政法人日本学術振興会（以下、「振興会」という。）の国際交流に関する各種公募事業に申請するに際しては、以下の事項にご留意ください。

(1) 不合理な重複・過度の集中の排除

「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成24年10月17日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、研究資金の不合理な重複・過度の集中について以下のように取り扱います。

① 不合理な重複に対する措置

研究者が、実質的に同一の研究内容について、国あるいは独立行政法人の競争的資金制度等による配分を受けている場合、または受けることが決定している場合、本事業において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は資金・経費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」とする。）を行うことがあります。

なお、本事業への申請段階において、他の競争的資金制度等への応募・申請を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

② 過度の集中に対する措置

本事業に申請された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、研究者に配分される研究費等の経費全体が効果的・効率的に使用できないと判断される場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

このため、本事業への申請書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募・申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(2) 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に対する措置

日本学術振興会平成18年規程第19号「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」に基づき、研究活動の公正性の確保及び研究資金の適正な管理・運営並びに不正使用等の防止のため、国際交流に関する各種公募事業において、研究活動に係る特定不正行為及び研究資金の不正使用等（※1）を行った研究者等（※2）については、以下の措置を執るものとします。

※1 ここでの「特定不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究資金の他の用途への使用又は研究資金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。「不正使用等」とは、不正使用及び偽りその他不正な手段により研究資金の交付を受けることをいう。(同規程第2条)

※2 特定不正行為及び不正使用等に関する措置の対象は、次のとおりとする。(同規程第15条)

① 特定不正行為に関する措置の対象者

- ・ 特定不正行為に関与したと認定された者。
- ・ 特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者。

② 不正使用等に関する措置の対象者

- ・ 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者。
- ・ 偽りその他不正な手段により研究資金の交付を受けていた研究者及びそれに共謀した研究者。
- ・ 不正使用に直接関与していないが、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者。

① 当該研究資金の交付を取り消すとともに、既に配分された研究資金の一部又は全部を返還させる。なお、特定不正行為に係る研究資金の返還額は、当該特定不正行為の重大性、悪質性及び研究計画全体に与える影響等を考慮して定める。

② 措置の対象者が研究代表者として応募・申請している課題は採択しない。研究分担者となっているものについては、当人を除外しなければ採択しない。

③ 措置の対象者に対し、一定の期間、振興会の所管するすべての研究資金を交付しない。なお、決定した措置について、振興会は文部科学省を通じ、同省及び同省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等(以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。)の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度(以下「他府省関連の競争的資金制度」という。)の担当に情報提供を行います。特定不正行為により上記措置の対象となった場合は、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度においても、申請及び参加が制限される場合があります。

また、振興会は、以下の(1)～(3)において特定不正行為又は不正使用等により一定の期間申請及び参加資格を制限する措置を受けた研究者について、当該措置の期間、研究資金を交付しません。

(1) 国の行政機関及び独立行政法人が交付する競争的資金

(2) 前号に該当するものを除く「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定、以下「研究活動のガイドライン」という。)及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)(平成26年2月18日改正)対象制度

(3) 「研究活動のガイドライン」が規定する基盤的経費

(3) 関係法令等に違反した場合の取扱い

申請書類に記載した内容が虚偽であった場合や、関係法令・指針等に違反して研究計画を実施した場合には、本会から研究資金を支給しないことや、採択の決定を取り消すことがあります。